

議案第 56 号
宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市職員の育児休業等に関する条例の改正概要

1 改正概要

令和 6 年 8 月 8 日の人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」を目的とした地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正に準じて、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度の拡充を行うよう改正を行う。

現行の「1 日につき 2 時間を超えない範囲内の部分休業」を「第 1 号部分休業」とし、新たに「1 年につき 10 日を超えない範囲内で 1 日の勤務時間の一部又は全部の時間を取得できる部分休業」を「第 2 号部分休業」として取得できるパターンに追加する。

【現行】



1 日につき 2 時間の範囲内で勤務しないこと

【改正後】



① 1 日につき 2 時間の範囲内で勤務しないこと



② 1 年につき 10 日相当の範囲内で勤務しないこと

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

また、部分休業の請求を申し出る単位期間を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とし、特別の事情が生じない限り、単位期間内での変更は認めないこととする。

2 施行日

令和 7 年 10 月 1 日

なお、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに「第 2 号部分休業」を請求した場合の単位期間内の上限は 5 日とする。